

小規模事業者持続化補助金のご案内

補助上限

50万

補助率(2/3)

公募締切

一次締切：令和元年6月28日(金)

二次締切：令和元年7月31日(水)

※申請をお考えの方は、お早めに商工会へご相談下さい。

経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら、皆様の地道な販路開拓等に要する経費の一部を補助するものです。



- 顧客獲得のためにチラシが作りたい
- インターネット販売を行ないたい
- 商談会や展示会に出展したい
- 看板を作り替えたい
- 商品パッケージデザインを変えたい

商工会の管轄地域内で事業を営む小規模事業者

※小規模事業者とは

- ◆ 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) 常時使用する従業員の数 5人以下
- ◆ サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数 20人以下
- ◆ 製造業・建設業・その他 常時使用する従業員の数 20人以下

要件

- 策定した経営計画に基づいて実施される事業であること
- 商工会の支援(助言、指導)を受けながら取り組む事業であること
- 以下に該当する事業でないこと

対象者

- ・ 既に国の他の補助金・助成金を受けてない事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 取組みが1年以上に売上の増加に繋がることが見込まれない事業



対象となる事業(取組みの例)

- 販促用チラシの作成・配布
- 販促用PR(マスコミ媒体での広告・ウェブサイトでの広告)
- 商談会、見本市への出展
- 店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良・飲食店の店舗改修を含む)
- 商品パッケージ(包装)の改良
- ネット販売システムの構築
- 移動販売、出張販売
- 新商品の開発
- 景品、販促品の製造、調達など

補助率と補助対象となる経費

■ 補助率：2/3

■ 補助上限：**補助金上限50万円**(※)

※複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合：上限100万円～500万円

■ 経費内容

- ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費
- ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料
- ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪車輛購入費 ※買物弱者対策のみ
- ⑫設備処分費 ⑬委託費 ⑭外注費

■ 以下の事業者は採択審査時に加点されます。

- ①代表者が満60歳以上かつ、後継者候補(様式6に記載の者)が中心となって、今回の補助事業を実施する事業者
- ②2019年3月31日までに経営力向上計画の認定を受けている事業者
- ③過去一定期間内に購入型クラウドファンディングで一定規模の支援金額を集めた事業者